

魚津市告示第103号

魚津市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業助成金交付要
綱の一部改正について

魚津市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業助成金交付要綱（平成24
年魚津市告示第91号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

魚津市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業助成金交付申請書

年 月 日

魚津市長

あて

(申請者)

住 所

氏 名

魚津市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

対	氏 名		生年月日等	年 月 日 (歳)
	住 所			
象	身体障害者手帳	番号及び等級	第 号 級	
		交付年月日	年 月 日	
者	自転車運転 免許証	運転免許番号	第 号	
		交付年月日	年 月 日	
自動車運転免許の取得に要した費用の額		円		
助成金の額		円		

※添付書類

- ・運転免許取得に要した費用を証明する書類（領収書等）

この助成金の交付決定のために必要な範囲で、住民登録資料及び税情報について調査、照会又は閲覧することに同意します。

氏 名 _____

様式第 2 号中「様式第 2 号（第 4 条関係）」を「様式第 2 号（第 6 条関係）」に改める。

様式第 3 号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。